

行政手続法・行政手続条例適用の申請に対する処分に係る審査基準と標準処理期間

	所管課名	健康増進課	整理番号	1-1
許認可等の種類	栄養士の免許			
根拠法令条例等・条項	栄養士法第2条第1項、第3条			
許認可等の概要	栄養士の免許			
審査基準 (未設定の場合はその理由)	<p>未設定(法令等の規定において言い尽くされているため)</p> <p>【参考】 ・栄養士法 第二条 栄養士の免許は、厚生労働大臣の指定した栄養士の養成施設(以下「養成施設」という。)において二年以上栄養士として必要な知識及び技能を修得した者に対して、都道府県知事が与える。 2～3(略) 第三条 次の各号のいずれかに該当する者には、栄養士又は管理栄養士の免許を与えないことがある。 一 罰金以上の刑に処せられた者 二 前号に該当する者を除くほか、第一条に規定する業務に関し犯罪又は不正の行為があつた者</p>			
基準の制定根拠	—			
標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	10日			
期間の制定根拠	—			